

〈研究ノート〉

「証拠」はいかに作られたか：文化大革命期内モンゴル における「摘発資料」の生成過程と機能

How “Evidence” Was Produced: The Formation Process and Functions of “Denunciation Materials” in Inner Mongolia during the Cultural Revolution

アルチャ（阿日查）
Govrud Archa

要旨

文化大革命期に、個人や集団を摘発するために、証言・自白・身上調書などから成る「摘発資料」が作成され、粛清の根拠として用いられた。本稿は、栄孝忠の事例を通じて、これらの資料が取調べと暴力的圧力のもとでいかに生成・集積され、「証拠」として機能したのかを分析する。分析の結果、「摘発資料」は事実の記録ではなく、「罪状」を前提として自白を誘導・固定化する装置であったことが明らかになる。本研究は、内モンゴルの文化大革命期における冤罪生成の具体的メカニズムを示すものである。

キーワード

文革、内モンゴル、摘発資料、トゥメド左旗、ウラーンフー、内人党、身上調書

1 はじめに

文化大革命期（以下、文革と略す）が始まって間もなく、当時の内モンゴル自治区政府のトップであったウラーンフー¹は、「民族分裂を企て、独立王国を樹立しようとした」として失脚した。その後の運動は、中国全体の中でも最大規模の集団的冤罪事件とされる「内モンゴル人民革命党」²（以下、「内人党」と略す）粛清事件へと発展し、モンゴル人

¹ ウラーンフー（1906-88）、別名雲澤。コミンテルンの指示でソ連留学を経て共産党の延安に入る。中華人民共和国成立後に内モンゴル自治区人民政府主席、中国共産党内モンゴル自治区委員会書記、内モンゴル軍区司令官兼政治委員、中国共産党華北局副書記、國務院副總理などを歴任（王 2007）。

² 同党は 1925 年、コミンテルンの支持を受けて結成され、モンゴル民族の統一を視野に、内モンゴル地域の「自治・自決」を目標とした政党であった。内モンゴルを支配していた軍閥勢力と対峙したが、満

エリート層のみならず、農村地域に生きる一般の民衆に至るまで、多くの人々が「民族分裂主義者」とみなされ、弾圧の対象となった。

弾圧が進行するなかで、特定の個人や集団を摘発するために、供述書・自白書・身上調書などから成る多様な資料群が作成され、処分の根拠として用いられた。これらの「摘発資料」³は、当時の出来事を記録した一次資料であると同時に、取調べや批判闘争の過程で誘導や暴力のもとに生成・編集されたものであり、文革という政治的実践を反映する「証拠」でもある。

本稿で取り上げる栄孝忠⁴は、民族間対立を背景とする派閥抗争の中で敗北し、逃走の末に逮捕され、数年にわたり拘束・投獄された人物である。その過程において、対立派と権力機関によって作成された摘発内容が捜査・尋問の前提とされ、それに沿った強制的な自白が繰り返し求められた。こうした取調べの過程を詳細に記録した一例が、『栄孝忠の身上調書—登録書類 1967～1969 年』（『栄孝忠的档案—材料登記』）である。同資料には、栄孝忠に付与された「罪状」をめぐり、対立関係にあった人々による「証言」と、栄本人の「自白書」等が収められており、すべて手書きで全 220 ページに及ぶ。栄孝忠の事例は、「摘発資料」が取調べの枠組みを形成し、暴力や威圧と結びつきながら自白と「罪状」を生成・固定化していく過程を具体的に示している。

栄孝忠の「摘発資料」は 2013 年に資料集として静岡大学から刊行され（楊・阿日查 2013）、論文等でも引用されてきたが、資料全体の構成や作成過程、自白生成の仕組みに対する踏み込んだ分析は十分とは言えない。本稿は、栄孝忠の事例を対象とし、「摘発資料」の構成要素およびその作成・集積のプロセスを分析することで、「証拠」がいかに作られ、文革による弾圧においていかなる機能を担ったのかを明らかにすることを目的とする。

II ウラーンフー失脚とトゥメドモンゴル人の抵抗

トゥメド地域は、内モンゴル自治区首府フフホト市の西方に位置するモンゴル人と漢人が混住する地域である。清朝期には盟旗制度の下で左・右両旗⁵に分割され、18 世紀以降

洲国期には地下活動へと転じた。1945 年 8 月の日本敗戦後に再び活動を再開し、内モンゴルとモンゴル人民共和国の合併を目指す運動を展開した（フスレ 2011）。しかし、1947 年 5 月の内モンゴル自治区成立前後に、中国共産党の指示とウラーンフーの主導によって解散させられていた。にもかかわらず、文革期には地下で活動を続ける「民族分裂主義」組織と位置づけられ、多くのモンゴル人が「内人党」あるいはその関連組織の成員とされ、冤罪のもとで迫害された。

³ 中国語で「摘発材料」と書かれ、文革期には档案資料の一部として保管・管理されていた。本稿で言及する人物については、栄孝忠およびその他の文革期の主要責任者を除き、プライバシーへの配慮から、原則として姓のみを記す。

⁴ 栄孝忠は 1935 年 11 月、トゥメド左旗チャーソチ郷に生まれた。1959 年に北京中央民族学院附属高等学校を卒業後、翌年 9 月までウラーンチャブ盟チャハル右翼中旗中学校で教師として勤務した。その後、故郷に戻り工場・農場で働いたのち、1962 年から 1965 年 8 月までチャーソチ郷内の小学校で教えた。1965 年 9 月以降、文化大革命期に打倒されるまでサーリチン小学校の校長を務めていた（楊・阿日查 2013、pp.106-107）。

⁵ 旗はモンゴル人の行政単位、庁・県は漢人の行政単位であり、制度上は対等であった。モンゴル地域への庁・県設置は漢人農民の移住と牧地の農耕化を伴い、モンゴル人の生活空間を縮小させた。その結果、

の漢人入植政策により、漢人農民の流入が加速し農地開墾が本格的に進行した。その結果、モンゴル人の貧困化と漢文化への同化が進行し、トゥメド地域は農牧混合・民族混住地域として形成された。こうした社会的背景のもと、1930～40年代には、トゥメド出身の青年知識人が中国共産党の革命運動に参加した（烏蘭夫革命史料編研室 1989）。彼らは「延安派」として党内で信頼を得ていたが、文革期には、その政治的・民族的特性ゆえに、最初の肅清対象となった。

1966年5月、北京で共産党華北局主催の「前門飯店会議」が開かれ、内モンゴル自治区において党・政・軍の実権を握っていた最高指導者ウラーンフーが失脚した。その後、彼は「ウラーンフー反党叛国集団」の首謀者として糾弾され、彼を批判する大字報は内モンゴル自治区のみならず、北京を含む全国へと拡散していった（阿木蘭 2010、p.344）。

ウラーンフー失脚後、ウラーンフーの出身地であるトゥメド左旗は、「民族分裂を企てる拠点」と位置づけられ、自治区首府フフホト市では紅衛兵や大衆組織が主導し、ウラーンフーの親族や、同郷であるトゥメド左旗出身のモンゴル人幹部に対する批判が展開された。こうした状況の下、基層社会においても動員が進み、「革命的群衆」を自称する漢人農民によって、トゥメド左旗のモンゴル人幹部らは「民族分裂主義者集団」の首謀者およびその追従者とみなし、批判運動を展開した。こうした動きが次第に一般民衆へと広がり、彼らは「ウラーンフーの一味」と見做されたモンゴル人の家屋を搜索し、家畜や農地を略奪するなどの行為に及び、さらにウラーンフーが「独立王国を樹立しようとしている」との言説を流布・拡大させた（啓之 2010、pp.139-140）。

その一方で、1966年末になると、トゥメド左旗を中心に、一般農民によるウラーンフー擁護の動きも現れた。彼らは「内モンゴル東方紅革命造反聯社」（以下、「聯社」と略す）を結成し、フフホト市およびトゥメド地域において、ウラーンフー個人の名誉回復にとどまらず、モンゴル民族の権利擁護を掲げた抵抗運動を展開した（アルチャ 2024）。

III サーリチン生産大隊における民族間対立

3.1 「万家溝果樹園事件」

ウラーンフー批判とそれに抵抗する動きが社会末端まで浸透していたことを示す一例として、トゥメド左旗のバグシ(モンゴル語の「教師」の意)という人民公社を挙げるができる。同人民公社下には、地理的に東から西へ西梁(シーリャン)、サーリチン、窑子湾(ヤォーズワン)という三つの農村から構成されるサーリチン(モンゴル語の「牛の乳を搾る人」の意)生産大隊が存在した。『土黙特誌』によれば、1961年時点で同大隊の人口は361戸、1,390人であった。西梁と窑子湾は漢人の村であるのに対し、サーリチン村は194人の人口を擁するモンゴル人村だった(土黙特左旗『土黙特誌』編纂委員会 1987、p.130)。

1966年12月、サーリチン小学校の校長であった榮孝忠と、同校教師の栗(Li)、さらにサーリチン大隊党委員会書記の趙らは、「文革準備委員会」を組織した。この組織は後に「サーリチン大隊紅色革命造反聯合總部」へと改組されるが、榮孝忠は当初その副主任を務めた。また榮は、学校内においてモンゴル人教師の李(Li)や雲(Yun)らとともに、

移動や農民化、漢文化への同化が進行した。

「紅心戦闘隊」⁶（以下、「紅心」と略す）を結成し、学校内においても文革運動を推進しようとした。

この「紅心」は、のちに「聯社」の下部組織として位置づけられることになるが、一方、サーリチン大隊には、西梁および窑子湾の漢人農民を中心とする大衆組織「東風戦闘隊」（以下、「東風」と略す）も存在していた。その構成員には、大隊会計係の栗（Li、西梁村）、婦聯主席の平（Ping）らがいた。文革初期においては、「紅心」と「東風」の間に明確な対立は見られず、果樹農場の「万家溝果樹園毛沢東思想を守る戦闘隊」や、バグシ人民公社の「バグシ公社企業毛沢東思想を守る戦闘隊」など、周辺の大衆組織との間で経験交流を行うこともあった。

当時、彼らはウランフーが「ウランフー反党叛国集団の首謀者」と断罪されたことに対して失望を覚えつつも、その評価を全面的に受け入れていたわけではなく、文革運動をいかに進めるべきかについて模索段階にあった。しかしその一方で、サーリチン大隊の南約 2 キロに位置する万家溝果樹園では、ウランフー批判をめぐってモンゴル人と漢人との間に対立が生じており、民族間緊張がすでに顕在化しつつあった（アルチャ 2017）。同果樹園では、モンゴル人職員たちが「ウランフーの一味」と決め付けられ、漢人職員から暴力を受けていた。この状況がサーリチン村の「紅心」に伝えられると、戦闘隊のメンバーである栄孝忠らは、「果樹園ではモンゴル人が漢人から不当な扱いを受けている」と認識した（楊・阿日查 2013、p.86）。

栄孝忠は文革開始当初から、「仮にウランフーに問題があったとしても、すべてのモンゴル人がその一味であるはずはない。鋤を担ぐ農民にまで肅清を及ぼすのは、大漢民族主義による少数民族への圧迫にほかならない」と考えていた（楊・阿日查 2013、p.84）。こうした認識のもと、栄孝忠が率いる「紅心」は、果樹園で批判闘争の対象とされたモンゴル人を擁護し、これに関与した漢人らを批判する行動に出た。そして、両派は壁新聞（大字報）などを通じて相互に批判を繰り返すなかで対立を先鋭化させ、やがてサーリチン村の女性数名が万家溝果樹園の職員である貴に対して暴力を加える事態へと発展した。

档案資料によれば、「1966年12月28日、栄孝忠は20人余りの女性に指示し、万家溝果樹園の貴に対する闘争を行わせた。女性たちは靴などで貴の頭部を殴打し、貴は意識を失い嘔吐して失神したが、旗委員会の車で旗内の病院に搬送されたため、命は取り留めた」と記されている（楊・阿日查 2013、pp.27-28）。このように、栄孝忠が率いた「紅心」のメンバーが、「ウランフーの一味」と見なされた果樹園のモンゴル人を擁護し、漢人である貴に暴力を行使した出来事は、「万家溝果樹園事件」として周辺の村々に急速に伝播した。後に同「事件」は、「ウランフーの名誉回復を企図した反革命的事件」として再定義され、フフホト市の紅衛兵組織から集中的な批判を受けることとなった（啓之 2010、p.141）。

⁶ 文革期に各地で結成された「戦闘隊」は、紅衛兵組織や造反派大衆組織の末端単位として形成された、非制度的かつ流動的な政治動員組織であった。学校、工場、人民公社、生産大隊などの基層社会を単位に結成され、文革の政治スローガンを実践する主体として機能した。

3.2 サーリチン大隊内における派閥対立

「万家溝果樹園事件」発生後、サーリチン大隊内では、「紅心」は「ウランフーの一味とされたモンゴル人を擁護した」として、「東風」から批判を受けるようになった。さらに、「紅心」の隊員であった彭 (Peng) と栗 (Li)、雲 (Yun) が「東風」に移り、栄孝忠らと明確に対立する立場を取るようになった。これに対し、栄孝忠は組織基盤の立て直しを図り、「紅心」を拡大して村内のモンゴル人農民を新たに組織に組み込み、「紅岩戦闘隊」(以下、「紅岩」と略す)と改称して活動を続けた。その結果、サーリチン大隊においては、「紅岩」対「東風」という二つの大衆組織の対立構造が形成されていった。

「紅岩」と「東風」の両派の対立を背景として、1967年1月にサーリチン大隊では二度目の「文革準備委員会」選挙が実施された。この選挙の結果、栄孝忠は委員会副主任の職を解かれ、代わって「東風」のメンバーで漢人の彭 (Peng) や栗 (Li) らが選出された。これ以降、「東風」は「文革準備委員会」と一体となり、サーリチン大隊における文革運動の主導権を握ることとなった。

その後、サーリチン大隊内では、「東風」と「紅岩」の両派が、「四類分子」(地主・富農・反動分子・悪質分子)とされたモンゴル人への批判をめぐって、対立をいっそう深めていった。1967年2月27日に「東風」が「敵を批判する大会」を主催し、モンゴル人「四類分子」6人に対して批判を行った。これに対して「紅岩」は「四類分子」を保護する立場に立ち、「東風」と対立した(楊・阿日查 2013、p.37)。

しかし、社会的情勢や人口構成といった要因を背景に、「東風」の勢力が拡大する一方で、「紅岩」は次第に劣勢に立たされるようになった。こうした状況のもとで、栄孝忠らはバグシ村のモンゴル人と連携を強め、バグシのモンゴル人大衆組織も彼らを支持するようになる。さらに栄孝忠は、外部からの支援を得るため、1967年2月にフフホト市へ赴き、「聯社」に参加した。彼は「聯社」の腕章をサーリチンに持ち帰って配布し、モンゴル人の権利保護を訴え続けた。

IV 逃走・逮捕から強制的自白へ：摘発過程の展開

4.1 「反革命組織の首謀者」

1966年末から1967年初頭にかけて、トゥメド左旗各地では、「万家溝果樹園事件」に類似する民族間対立が、「タブンアイル事件」や「鉄帽事件」などとして相次いで発生していた。これらの事例の多くは、「聯社がウランフーの擁護を目論んだことによって引き起こされた暴力事件」と位置づけられ(楊 2011a、p.896)、「聯社」は各地の大衆組織から集中的な批判の対象となっていった。1967年3月には、フフホト市内の各所に「聯社」を打倒する大字報やスローガンが掲示され、さらに「紅衛軍」「工農兵」「無産者」などの紅衛兵組織が、市委員会庁舎内に置かれていた「聯社」の拠点を襲撃・占拠する事態へと発展した(楊・阿日查 2013、p.95; 高樹華 2007、p.334)。

こうした「聯社」攻撃の動きを背景に、サーリチン大隊では、「聯社」に参加したことを理由に、バグシ公社幹部の王 (Wang) の指示により、サーリチン大隊文革準備委員会

と党支部によって「紅岩は反革命的組織である」と宣告され、解散を命じられた。これに対し、栄孝忠らは「紅岩」は反革命的組織ではないと主張し、処分を拒否した。その後、「紅岩」は、1967年4月初旬にサーリチン大隊文革準備委員会に対して造反し、大隊幹部を連行して批判闘争を行った。さらに、「東風」のメンバーに対しても強制的に批判闘争会に連れ込み、批判を加えた。

「聯社」に参加したこと、ならびに大隊幹部に対する批判闘争を主導したことを理由に、1967年4月6日、バグシ人民公社からサーリチン村に対し、「紅岩」のメンバーである栄孝忠と李を反革命組織の首謀者として逮捕するとの情報が伝わった。これを受けて両名はフフホト市へ逃走し、市内の師範学院の建物に身を寄せた。偶然にも同師範学院は、トゥメド左旗各地において紅衛兵や漢人農民から迫害を受けた「聯社」関係者たちの避難場所となっていた。そこでは、すでに逮捕された「聯社」メンバーが、紅衛兵や漢人農民によって「吊し上げられて殴打される」「肛門に炒った豆を押し込まれる」「馬に引きずられて走らされる」など、極めて苛烈な暴力を受けているとの情報が共有されていた。

しかし、これらの避難者たちは単なる潜伏にとどまらず、再び抵抗の姿勢を示し、「聯社新常務委員会」を結成した。栄孝忠はサーリチン地区を代表して、その常務委員十一名の一人に選出された。一方、1967年5月になると、「聯社」がウランフーの無実を訴え続けたことを理由に、内モンゴル最大の造反派紅衛兵組織である「呼三司」⁷から激しい批判を受けるようになる。「呼三司」はフフホト市のみならず、内モンゴル自治区全域の紅衛兵組織や一般群衆に対しても強い影響力を有していた。その結果、「聯社」は「反革命的組織」と断定され、指導者や中心的メンバーが相次いで逮捕された（啓之 2010、p.143）。これにより、「聯社新常務委員会」も解散に追い込まれた。この一連の弾圧によって、栄孝忠は約二か月間にわたり、フフホト市およびトゥメド左旗内で逃亡生活を余儀なくされた。

その後、逃走を続けることも困難となった栄孝忠はサーリチンに戻らざるを得なくなったが、地域社会の中で一方的な批判の対象として位置付けられていた。バグシ人民公社およびサーリチン大隊では、「東風」のメンバーを中心に、栄孝忠を糾弾する大会や小規模な批判会が一月以上にわたって繰り返し開催された。そこでは、栄が「聯社」に参加したこと、ならびに「ウランフーの黒い一味」とされたモンゴル人を擁護したことが、主要な批判理由として取り上げられた。1967年11月、栄孝忠はバグシ公社の「毛沢東思想学習班」⁸への参加を命じられた。同学習班では、「聯社」に加わりウランフーの無実を訴えた行為を誤りとして認めるよう迫られたが、栄孝忠は一貫して「紅岩」の主張は正当であると述べ、自己批判を拒否した。さらに1968年2月に実施された第二回「学習班」においても、彼は同様の態度を崩さず、自己の立場を貫いた。

⁷ フフホト市革命造反紅衛兵司令部の略称である。同組織は、文革初期において「正当な造反」を行った革命組織として北京から公式に承認され、造反を行う政治的権威を付与された。その結果、自治区政府や既存の党・行政機構に対する批判・摘発・権力奪取において主導的役割を担い、内モンゴル自治区全域の文革運動に強い影響力を及ぼした。とりわけ、ウランフー批判やその後の肅清過程において、呼三司の政治的立場と行動は、各地の造反組織や摘発実践の方向性を規定する重要な要因となっていた。

⁸ 文革期に設置された政治学習組織で、毛沢東思想の学習を名目に、思想改造や批判・自白の場として機能した。

しかし、自治区全体における文革の動向の変化に伴い、栄孝忠の運命も大きく転換していくことになる。栄が「学習班」において思想改造を強いられていた時期、内モンゴルの文革は第二段階、すなわち「ウラーンフー反党叛国集団」批判運動から「ウラーンフーの繋がりを抉り出し、肅清する」⁹運動へと移行しつつあった。

1967年4月に北京から派遣された滕海清¹⁰ (Teng Haiqing) 将軍が内モンゴルに入り、党・政・軍の全権を掌握した。同年11月には新たな権力機関として「内モンゴル自治区革命委員会」が樹立される。1968年に入ると、「抉り出し、肅清する運動」は正式に開始され、「内人党」員肅清は自治区全域へと本格的に拡大していった。

その過程で、トゥメド地域においても「聯社」をめぐる問題が再び蒸し返され、かつてのメンバーたちは「内人党」員としてでっち上げられていった。1968年1月、滕海清ら自治区指導部は「聯社」に対する大規模な討伐を決定し、3月以降、「フフホト市連絡総部」を中心に、市内の百を超える組織が「聯社」への攻撃を開始した(高・程 2007、p.334)。「聯社」はすでに1967年5月の紅衛兵による攻撃によって有名無実化していたが、その約一年後、再び討伐の対象とされたのである。その結果、「聯社」の支部と位置づけられたサーリチン大隊の「紅岩」も「反革命的組織」と断定され、多くのメンバーが逮捕された。1968年初頭には、栄孝忠、李、さらに果樹園関係者の光 (Guang) の三名がフフホト市の公安機関によって拘束され、強制的な自白を強いられることとなった。

4.2 摘発・証言・強制的な自白:栄孝忠の「罪悪に満ちた履歴」

1968年2月25日、栄孝忠の問題は「民族分裂主義者」の案件として拡大され、トゥメド左旗の「支左弁公室」によって公安機関へと送致された(楊・阿日查 2013、pp.73-74)。以後、栄は1969年4月に至るまで一年以上にわたり拘束され、繰り返し自白を強要されることになる。

摘發文書が描く栄孝忠の「民族分裂活動」に関する情報は、彼が正式に逮捕される以前の1967年3月頃には、すでにサーリチン大隊の文革を主導していた「サーリチン大隊紅色革命造反聯合総部」(以下、「総部」)および「東風」によって収集されていた。これらの情報は、1967年3月11日から14日にかけて五回にわたり整理され、『摘発資料(1-5)』としてまとめられた。さらに、「東風」のメンバーやサーリチン大隊住民からの証言も集められ、『証言(1-36)』が作成された。これらの資料において栄孝忠の「罪状」は、①1965年末から実施された「四清運動」¹¹における「罪悪に満ちた履歴」と、②文革期に

⁹ 中国語では「挖烏蘭夫黑線、肅烏蘭夫流毒」と称され、俗に「挖(ワー)肅(ソウ)」と呼ばれた。のちに内モンゴルでは、文化大革命そのものを指す代名詞として用いられるようになる。この語は、ウラーンフーの「反動的なつながり」を抉り出し、その「流毒」を徹底的に肅清することを意味しており、その運動の中核をなしたのが「内人党」肅清であった。

¹⁰ 滕海清(1909-1997)は安徽省出身の漢人で、1967年に中央軍事委員会の決定により内モンゴルに派遣され、党・政・軍を統括して文化大革命運動を主導した。1975年10月、毛沢東の意向により山東省済南軍区副司令官へ転出した(廖西嵐 2000年)。

¹¹ 1963年から農村地域では、労働点数、帳簿、倉庫、財産の再点検が行われ、1964年以降は政治・経済・組織・思想を「清める」運動へと展開していった。

行ったとされる「反革命的な民族分裂活動」という二つの枠組みに分類されて構成されている。

「東風」のメンバー栗はまず、栄孝忠がサーリチン小学校校長に就任した経緯そのものを問題視し、これを糾弾の対象として証言している（楊・阿日查 2013、p.51）。

栄孝忠は、トゥメド左旗文教局の成（Cheng、ウラーンフーの一味）に仕事を頼み、1964年9月1日にサーリチン小学校に転勤してきた。四清運動中の1966年2月、バグシ地域で行われた「教師隊列の整頓訓練会議」において小組長を務め、ウラーンフーの指示に従い、大漢民族主義に反対して多数の漢人教師を批判し、ウラーンフーの反動路線を積極的に実行した。その結果、大漢民族主義に反対する黒い嵐の中で汗馬の労を立て、ウラーンフーの代理人である任儒（Ren Ru、トゥメド左旗党委員会書記）によって、サーリチン小学校の校長に抜擢された（1967年3月30日、栗）。

「前門飯店会議」において、ウラーンフーの多くの「誤り問題」の中でも、とりわけ大漢民族主義に反対したことが主要な批判点とされた。栄孝忠がサーリチン小学校の校長となったのも、「四清運動」中にウラーンフーを助け、大漢民族主義に反対した結果であるとされた。

さらに、栄孝忠の「罪悪に満ちた履歴」とされた部分で栄孝忠は次のような「罪状」が与えられた。

- (1)、極端に毛主席を敵視し、偉大な領袖を侮辱した。
- (2)、「毛沢東思想」を敵視し、毛主席の著作を学ぶことに反対した。
- (3)、唯心論を以て毛沢東思想に取って代り、当代最高のマルクス主義者を攻撃した。
- (4)、反革命分子を保護するのに力を尽くし、反革命分子の名誉回復活動を行った。
- (5)、「四清運動」中に下心を持ち、陰謀を企み、陰で人を中傷した。

栗は、毛主席を「敵視」し、あるいは「侮辱」「攻撃」したとする点が、『摘発資料』における中心的な告発内容であった。その一例として、「東風」のメンバーである栗は、1967年3月26日、次のように証言している（楊・阿日查 2013、p.53）。

栄孝忠は学校で美術課程を担当しており、その美術の才能は有名であった。しかし、1965年5月、毛主席像が描かれた表彰状を作成した際、彼は我らの偉大な領袖毛主席を故意に酷く描いた。さらに、党旗上の鎌と斧を毛主席の首に向けて描き、毛主席像の両側には蒋介石の肖像まで描いた。この反革命分子がいかにも毛主席を敵視しているかは明らかである（証拠は旗公安局およびバグシ 4926 部隊に提出済み。発見者はバグシ人民公社教師・董）。

この「罪状」について榮孝忠は、1968年7月と10月の二度にわたり、「それは表彰状の画面構図上の誤りであり、毛主席に反対したものではない。ただし、革命的な群衆の批判は正しく、私はそれを受け止めることができる」（楊・阿日查 2013、p.100）、「私の出身や履歴、そして仕事に対する態度から見ても明らかなように、当時、毛主席に反対する考えは絶対になかった」（同、pp.112-113）と弁明している。

また、「毛沢東思想を敵視し、毛主席の著作を学ぶことに反対した」という「罪状」も、重点的に批判された。『摘発資料』には次のように記されている（楊・阿日查 2013、pp.47-48）。

四清運動期、トゥメド左旗では大漢民族主義に反対し、モンゴル語学習が強く推奨される一方、毛主席の著作を学ぶことに反対する動きがあった。榮孝忠もサーリチン学校において、ウラーンフーの反動路線を忠実に執行し、教師と学生にモンゴル語学習を強制した。これに反対した教師に対し、榮は「モンゴル語を学ばなければ反革命的であり、毛主席の著作を学んでも無用である」と発言した。その結果、学校内では毛主席の著作を学ぶ時間が排除され、政治的雰囲気は希薄になった。（下線は筆者）

下線が引かれた内容は、「前門飯店会議」においてウラーンフーが批判された点とほぼ一致している。モンゴル語学習の推進は、1965年にウラーンフーが打ち出した政策の一つで、「モンゴル人と漢人が相互に言語を学び、交流を深めることで共通の心理を形成し、文化的側面から民族団結の基礎を築く」ことを目的としていた（王 2007、p.378）。この政策を受け、1966年初めには自治区直屬機関およびフフホト市内でモンゴル文・モンゴル語学習の動きが始まり、急速に全域へと拡大した（同、p.392）。こうした流れの中で、榮孝忠がサーリチン小学校においてモンゴル語学習を推進した行為も、後に「毛主席の著作を学ぶことに反対した」ものとして糾弾されたのである。

榮孝忠に与えられた「罪状」には、いずれも傍証人による「証言」が付されている。これらの証言は、摘発された内容に沿い、終始一貫して「民族分裂」を中核に据えて構成されていた。榮孝忠と対立関係にあった派閥組織のメンバーらは、彼の「反革命的な活動」について繰り返し証言を行った。1967年3月27日には、榮孝忠の同僚であるサーリチン小学校教師の栗は、榮が「反革命分子を保護するのに力を尽くし、反革命分子の名誉回復活動を行った」として、次のように証言している（楊・阿日查 2013、pp.52-53）。

1965年、榮孝忠は学校内で、歴史的な反革命分子である彼の岳父・雲玉明の名誉回復資料を印刷した。雲玉明は三年間の労働改造を受けた極悪な反革命分子であり、釈放後も無実を主張して名誉回復を試みた。さらに四清運動期にも、モンゴル人幹部を後ろ盾に、名誉回復を行おうとした。榮孝忠は学校の業務を放棄してその資料を印刷し、党・政府・公安機関を中傷して、「これはでっち上げの罪である」「名誉回復できなければ中央に陳情する」「今後も名誉回復を続ける」などと主張した。もし文革が勃発せず、ウラーンフーが打倒されていなければ、彼

らの陰謀は実現していたであろう。

榮孝忠の岳父・雲玉明は、民国期に起きた「八路軍二人処刑事件」に関与したとされていた。当時、彼はフフホト市フロン警察署の警官であったが、具体的な関与者は不明とされていた。中華人民共和国成立後、雲玉明はオラUNCHャブ盟チャハル右後旗の副旗長に昇進したが、「肅反運動」¹²期に同事件への関与を密告され、裁判にかけられた。雲は事件当時フフホト市にいなかったとして否認したが、「罪を認めず反抗的である」とされ、三年間の労役刑を受けた（楊・阿日查 2013、p.100）。

刑期終了後、雲は冤罪を訴えて名誉回復を求めたが認められなかった。1964年以降、四清運動中に雲は再び上訴し、榮孝忠もこれに関与して、各級裁判所および中央検察庁にまで上告書を提出した。内モンゴル裁判所とオラUNCHャブ人民裁判所による再調査が進められたが、文革の開始により中断された。1968年に、雲玉明は托克托県革命委員会の「群専」¹³に編入され、批判と審査の対象となった。結果として、文革によって名誉回復は実現せず、逆に弾圧を受ける立場に置かれた（楊・阿日查 2013、p.76）。

この罪状について、榮孝忠は1968年7月の自白で、「共産党の政策は、良い人に無実の罪を着せず、悪い人を見逃すこともない。もし岳父が本当に八路軍殺害事件に参加していたのであれば、その名誉回復を図ったこと自体が、私のもう一つの罪状になる」と述べている（楊・阿日查 2013、pp.100-101）。しかし、この弁明は認められず、同年10月13日の再度の自白では、「岳父・雲玉明は歴史的な反革命分子であることが分かった」とした上で、「彼の名誉回復を行おうとしたことが私の罪である」と白状するに至った（楊・阿日查 2013、p.112）。

以上のように、榮孝忠は「四清運動」期以降、一貫して「反革命的」あるいは「民族分裂」を企図する活動を行ってきたと位置づけられた。絵をうまく描けなかったことは「偉大な領袖毛主席」への侮辱とされ、モンゴル語の学習さえも「民族分裂」行為として糾弾されたのである。榮孝忠の「罪悪な行動」とされた事例の多くは、ウラUNCHャブと結び付けられて批判されたが、彼が実際にウラUNCHャブと関係を有していたか否かは、もはや問題ではなかった。「革命的大衆」と「革命的幹部」によって打倒された「反革命分子」には、反論や真実を語る機会とは与えられず、「革命的群衆」が規定した「罪状」に従って自白するほかなかったのである。

¹² 中国で1955年から57年までに行われた、反革命分子の「摘発」と「肅清」を目的とする運動。

¹³ 「群衆専政」（いわゆる「大衆による独裁」）の略称であり、当初は大衆の自発的な参加によって「悪質分子」に関する情報提供や監督を行うことを意味していた。1967年後半から、「群専」活動は全国に拡大した。「群専」はあらゆる弾圧の対象とされた人々に対して刑罰を行使し、無実の人々を殺害することを含む暴力的実践へと転化していった。「内人党」員肅清運動で発生した大量虐殺の多くは、「群専」によって遂行されたものであった（啓之 2010）。

4.3 摘発・証言・強制的な自白:栄孝忠の文革期の「罪」の形成過程

続いて、文革期における栄孝忠の「罪」は、「民族を分裂させたこと」とされた。最初に批判の対象とされたのは、いわゆる「万家溝果樹園事件」への関与であり、「公社の幹部は栄孝忠に対し、果樹園の文革に関わらないよう指示したが、彼はこれを聞き入れなかった。これは党の指導を受け入れないことであり、無政府主義の頂点に達していることの表れであり」、さらに、「1966年12月27日、栄孝忠が村の女性たちに示唆し、貴を殴ることを企て、翌28日にそれを実行した」というものである。これが、「栄孝忠はウラーンフーの一味を庇い、革命的群衆に暴力を行使した」、とする摘発である（楊・阿日查 2013、pp.54、56-57）。この摘発に対して、栄孝忠は1968年7月、次のように述べている（楊・阿日查 2013、p.80）。

私は、文革中において自分の無産階級覚悟の低いのと、毛沢東思想に対する勉強の不足などが原因で、毛主席の偉大な戦略について行くことができず、階級の敵にだまされた。民族的感情が強かったことにより、重大な罪を犯した。現在、私は自己の罪悪行為について徹底的に自白する。

この自白の主旨は、「果樹園事件」に対する責任を、あくまで「無産階級覚悟の欠如」と「毛沢東思想に対する学習不足」に帰するものであった。しかし、この内容は「総部」の審査を通過せず、内容を大きく変えて再び自白した（楊・阿日查 2013、p.86）。

私は李（「紅岩」の隊長一筆者）の指示の下で、果樹園の革命的な幹部と革命的な群衆の貴に打撃を与えた。さらに果樹園事件の発生後、李に騙されて誤りのあるビラなどを作ってまき散らした。

栄孝忠は、「ウラーンフーの一味」を庇ったという「罪」を認識しつつも、今度は、すべての活動の主謀者は同じ組織のメンバーである李であったと自白した。しかし、これも「総部」の審査には通らなかった。1968年11月12日、栄孝忠は事件発生の経緯をさらに詳細に述べた上で、次のように自白している（楊・阿日查 2013、pp.113-115）。

私は罪のある人間だ……果樹園事件において、私たちは民族的な感情を露わにした。また、ウラーンフーが悪かったとしても、モンゴル人全てが悪いとは限らない、と考えていた。果樹園の権力者は数人の一般群衆をウラーンフーの一味として批判し、暴力的な闘争を行った。私は、果樹園は資産階級の反動路線を執行しているという誤った考えのもとで、ウラーンフーの一味たちを擁護し、悪事の張本人を演じた。革命的な幹部と反ウラーンフーの強い戦士の貴に深刻な打撃を与えた。

この自白では、「果樹園事件」の発生原因は、「民族的感情をもち、民族分裂を行った栄孝忠本人にある」と明確に帰責されている。こうして、「万家溝果樹園事件」に関する自白は、ようやく「総部」の審査を通過したのである。

次に、サーリチン大隊内において、栄孝忠らがいかに「東風」と対立していたかについては、「革命的な組織に打撃を与え、革命的な群衆を迫害した」として摘発された。この「罪状」について、「東風」のメンバーである雲は、1967年3月27日に次のように証言している（楊・阿日查 2013、p.67）。

1967年2月27日、我が「東風戦闘隊」は「四類分子」六人に対して批判闘争を行っていた。その際、栄孝忠は敵と結託し、反革命分子の息子である李と雲（Yun）を会場に送り込んで騒動を起し、「四類分子」を庇護した。「四類分子」はこれに乗じて威張り、「東風戦闘隊は匪賊のやり方を取っている」と我らを罵倒した。

続いて、1967年3月28日には、「東風」のメンバー栗が次のように証言した（楊・阿日查 2013、p.64）。

栄孝忠は、1967年1月23日に「東風戦闘隊に対して猛烈に火ぶたを切る」と題する大字報を出し、「東風戦闘隊は反革命的な組織である」と記した。彼はこのようなさまざまな手段によって、革命的な組織と革命的な群衆を圧制した。

摘発と証言に対して、栄孝忠は1968年7月に、次のように自白した（楊・阿日查 2013、pp.86-87）。

「紅岩」の悪いボスである私は、ウラーンフーの悪の影響によって民族的感情が強まり、文革運動はもっぱら少数民族を圧迫していると考えた。この誤った考えは戦闘隊のメンバーにも悪影響を与え、結果としてサーリチン村と西梁村の群衆の間に深刻な対立が生じ、派閥闘争が起こった。さらに、サーリチンの人々が西梁に行って「東風」のメンバーを殴る事件も発生した。以上の事実から、派閥対立は民族分裂へと発展し、私は西梁の革命的群衆に打撃を与える重大な罪を犯した。

また、1969年2月5日の自白では、「東風」との対立においてそのメンバーを批判したことについて、同趣旨の内容を自白している。

続いて、栄孝忠が「聯社」に参加したことも重点的に批判され、自白が繰り返された。サーリチン生産大隊幹部で「東風」のメンバーである栗は、1967年3月30日、「栄孝忠らは1967年の正月に、聯社の宣伝大字報を大量に印刷し、ウラーンフーは劉少奇と鄧小平の反動路線の被害者であると宣伝した」、と証言している（楊・阿日查 2013、p.60）。こ

れに対し、栄孝忠は1968年7月14日に、次のように供述した（楊・阿日查2013、pp.77-78）。

その宣伝ビラはサーリチンの雲（Yun）が印刷し、私の家にも持ってきたが、私はそれを焼き払って処分した。私は当時、雲がウラーンフーの無実を訴えたことに反対せず、逆にその証拠を処分したことは、彼を庇ったことだった。

さらに、1968年11月12日の自白では、「その宣伝ビラを自分の手で配布したことはないが、配布しようと考えたことと、それを焼き払ったこと自体が私の罪である」、と述べている（楊・阿日查2013、p.121）。

次に、栄孝忠がフフホト市へ逃走し、「聯社新常務委員会」に加入したことについて、彭と栗は1968年3月28日に、次のように証言している（楊・阿日查2013、p.72）。

栄孝忠は1967年4月7日、罪を恐れて逃走し、フフホト市に行って聯社に属する妖怪変化や敗残の将兵らと合流し、再び態勢を立て直そうとした。彼は聯社新常務委員会を成立させ、その委員の一人に就任した（本人が大隊で自白している）。さらに、威（Wei）を北京に派遣して陳情を行わせ、聯社とウラーンフーの無実を訴えた。

このような証言が繰り返された結果、「紅岩」の隊長である威が北京まで赴いてウラーンフーと「聯社」の無実を訴えたことも、すべて栄孝忠の示唆によるものとされた。これらの証言に対して、栄孝忠は1968年11月12日に、次のように自白している（楊・阿日查2013、p.113）。

私は罪のある人間だ。ウラーンフーという反革命分子の流毒を受け、反革命的な組織である「聯社」に騙されて敵の側に立った。毛主席の革命路線を離れ、ウラーンフーの名誉を回復しようと、悪質な活動を行い、革命幹部と反ウラーンフーの強い戦士らに深刻な打撃を与えた。モンゴル人と漢人の貧農・下層中農の間で民族分裂を行い、毛主席の革命路線を破壊し、滔天の罪を犯した。現在、私は誠実に自分の罪を認め、広範な群衆からの批判を受け止め、自分の魂に触れて、非を改めることこそ唯一の正しい道であると考えている。このために、自分の一切の罪悪を自白する決心をした。革命的群衆からの批判を受け止め、革命委員会のいかなる処置をも受け入れる。

このように、栄孝忠は約一年にわたる強制的な自白の末、自らに付された「罪」を全面的に受け入れ、「罪人」であることを自覚するに至った。さらに栄は、摘発された各「罪状」を逐一取り上げ、それらを自らが犯した「罪悪」であると位置づけ、「罪悪」という表現を計22回にわたって用いることで、自身を「犯人」として認めていった。

しかし、事態はそれで終わらなかった。1969年に入ると、「内人党」員粛清の拡大により、モンゴル人を「民族分裂主義者」として摘発・粛清する動きが自治区全域に広がっていった。こうした状況のもと、1969年2月5日、「バグシ人民公社革命委員会」によって「栄孝忠の処分に関する決定」が下され、栄には「内人党サーリチン支部委員で、宣伝・連絡を担当した役員である」という新たな罪状が付け加えられた（楊・阿日查 2013、p.128）。そして、栄孝忠を公職から解任し、すべての職務から排除するとともに、労働組合から除名することが決定された。あわせて農村へ送還し、下層中農の監督下で労働改造を行わせること、さらに政治・法律を管轄する軍事管制委員会に引き渡し、現行反革命分子として正式に逮捕・処分することが定められた。

栄孝忠は1969年9月に釈放されたが、約一年半にわたる拘禁と自白の過程で耐え難い暴力を受け、身体に障害が残ったことを、1974年に提出した名誉回復申請資料の中で自ら記している。

V 終わりに

本稿は、文革期の内モンゴル農村に残された「摘発資料」を対象に、その構成要素および作成・集積の過程を分析することで、「証拠」がいかに生成され、いかなる作用を果たしたのかを検討してきた。栄孝忠の事例が示すように、摘発資料は取調べ以前にあらかじめ「罪」の解釈枠組みを設定し、証言や自白はその枠組みに沿って反復・修正されることで、整合的な叙述へと再編成されていった。ここでは、個々の行為や発言の事実性そのものよりも、政治的に要請された意味づけへの適合が優先され、自白は真実の自発的表明というよりも、既定の「罪状」を確定化する実践として機能していた。

このようにみると、文革期の「摘発資料」は単なる記録媒体ではなく、取調べと処分を制度的に正当化する書類行政の一環として位置づけられる。それは行為を再解釈し、分類し、最終的に個人を「反革命分子」という政治的カテゴリーへと編入する統治実践でもあった。すなわち、「証拠」は発見されるものというよりも、一定の力関係のもとで構成されるものであり、「摘発資料」は暴力の結果であると同時に、その行使を可能にする条件を整える媒介装置として機能していたのである。

また、本事例は、「内人党」粛清という大規模な政治運動が、エリート層にとどまらず、農村社会における具体的な人間関係や派閥対立のなかで展開し、個々人の身体と生活を通じて実現された過程を明らかにしている。

したがって、文革期の「摘発資料」を史料として用いる際には、その記載内容を事実の直接的反映として読むのではなく、それがいかなる政治的要請と権力関係のもとで生成されたのかを慎重に検討する視座が不可欠である。栄孝忠の事例は、文革期における「証拠」と権力との関係を再考するための今後の研究にとって重要な事例を示すとともに、政治運動下における書類行政の歴史的役割を理解するうえで重要な示唆を与えている。

参考資料

史料

楊海英・阿日查編集(2013)「栄孝忠的档案—材料登記・1967年～1969年」静岡大学編

『人文論集』第64号の1・2(合併号)。

楊海英編(2011a)『モンゴル人ジェノサイドに関する基礎資料(3)－打倒ウランフー(烏蘭夫)』風響社。

日本語文献

アルチャ(2017)「トゥメド左旗の文化大革命に関する一考察：バグシ人民公社サーリチン大隊の事例」『日本とモンゴル』第51巻第2号(No.134)、pp.110-129。

――(2019)「文化大革命中の内モンゴルにおける「被害」に関する一考察:トゥメド左旗元農牧局万家溝果樹園の事例から」『現代中国研究』第43号:1-23。

――(2024)「文革初期における内モンゴルトゥメドモンゴル人の抵抗と敗北:大衆組織「聯社」の事例から」『神戸大学国際文化学研究所インスティテュート年報』Vol.2(2023)、pp.2-18。

ボルジギン・フスレ(2011)、『中国共産党・国民党の対内モンゴル政策(1945～1949):民族主義運動と国家建設との相克』風響社。

中国語文献

阿木蘭(2010)『孔飛風雨坎坷六十年:新中国開国蒙古族將軍孔飛伝記』内蒙古人民出版社。

烏蘭夫革命史料編研室(1989)『烏蘭夫回憶録』中共黨史資料出版社。

土黙特左旗『土黙特誌』編纂委員会(1987)『土黙特誌』内蒙古人民出版社。

廖西嵐(2000)『百戦将星滕海清』解放軍文芸出版社。

高樹華・程鉄軍(2007)『内蒙文革風雷一位造反派領袖的口述史』明鏡出版社。

啓之(2010)『内蒙文革實録－〈民族分裂〉與〈挖肅〉運動』天行健出版社。

王樹盛(2007)、『烏蘭夫伝』中央文献出版社。

謝辞

本稿は、令和5(2023)年度科学研究費助成事業(若手研究、課題番号23K17105)の助成を受けた研究成果の一部である。本稿で分析した「摘発資料」の社会的背景を検討するにあたり、文革経験者の回想録や伝記資料の収集を行った。とりわけ、ウランフーをはじめとするトゥメド出身幹部の自伝・回想資料と地方誌は、一次史料の不足を補い、当該地域における文化大革命の全体像を把握する上で重要な手がかりを与えるものであった。これらの資料収集において、科研費による助成は大きな支えとなった。